

入所希望者の方へお願い

●入所申込み方法

特別養護老人ホームは、これまでも重度の要介護状態で、ご自宅での生活が難しい方が優先的に入所していただくこととしていましたが、平成27年4月1日の介護保険制度改正に伴い、原則、要介護3から要介護5の認定をお持ちの方が利用できるサービスとなりました。しかし、要介護1または要介護2の方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由がある方も特例で利用できます。ただし、申込みを受けて、必要に応じて市町村の意見も聞きながら、特例入所の対象として認められるか、重度の要介護状態で入所を待っている方と比較して優先的に入所することが適当か、検討していくこととなります。入所の申込みの際には、お体の具合や介護の状況を知らせていただく必要がありますので、必要な書類をそろえて施設に提出して下さい。

●提出書類

1. 特別養護老人ホーム さくらの苑 入所申込書
2. 特別養護老人ホーム さくらの苑 入所申込書調査票
3. 介護保険被保険者証（写） 介護保険負担限度額認定証（写） 介護保険負担割合証（写）

1. 特別養護老人ホーム さくらの苑 入所申込書の記入について

要介護1または要介護2の方は、必ず特例入所を希望する事由の欄に「居宅で日常生活を営む事が困難な事由」について該当するものにチェックを付けて、具体的な内容を記入してください。

2. 特別養護老人ホーム さくらの苑 入所申込書調査票の記入について

極力担当をされている居宅介護支援事業所のケアマネージャー様や入院・入所先の相談員様等に入所申込調査票を記入して頂いてからご提出をお願いします。

添付の調査票の記載内容に重大な間違い及び申告漏れ等がありますと、後日入所決定時に取消の対象となる事もありますので、正確にご記入をお願い致します。

●申込書提出後

熊本県による取扱指針により身体状況及び生活環境が点数化され、それにより入所順位が変化しますので、次の場合等は当施設にご連絡をお願いします。

- ・要介護認定状況が変わった場合（入所希望者本人の身体状況が変わった場合等）
- ・病院や施設が変わった場合
- ・病院や施設から在宅生活となった場合及びその逆の場合
- ・介護される方の状況や事情が変化した場合

入所希望者が下記の事情等により申込みを取消される場合、当施設へご連絡を下さい。

- ・お亡くなりになられた場合
- ・入所の意思がなくなった場合
- ・他の特別養護老人ホームに入所された場合
- ・要介護認定状況が要支援1・2又は要介護1・2へ変更になった場合

入所申込提出後や入所決定時に諸般のご事情により一定の期間入所の意思を保留される場合、当施設までご連絡下さい。

特別養護老人ホーム さくらの苑 担当：生活相談員
〒861-5281 熊本市西区松尾町近津 1361 番地
TEL：096-311-4333 FAX：096-329-2772